

第75期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

大阪府岸和田市木材町17番地2 当社3F会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）



ホクシン株式会社

証券コード：7897

(証券コード 7897)

2025年6月10日

株 主 各 位

大阪府岸和田市木材町17番地2

ホクシン株式会社

代 表 取 締 役 高 橋 英 明
社 長 執 行 役 員

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスの上、メニューより「企業情報」、「IR情報」、「第75期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。

当社ウェブサイト <https://www.hokushinmdf.jp>



電子提供措置事項は当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東証ウェブサイトにアクセスの上「銘柄名（会社名）」又は「コード」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）当社の営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2025年6月26日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府岸和田市木材町17番地2 当社3F会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

報告事項

第75期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

監査等委員以外の取締役4名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき2025年6月25日（水曜日）当社の営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年6月25日（水曜日）当社の営業時間終了の時（午後5時30分）までに行使してください。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）

なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、または議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にて「議決権行使コード」および「パスワード」を入力する方法により、議案に対する賛否をご入力ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案の賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使のお取り扱いについて

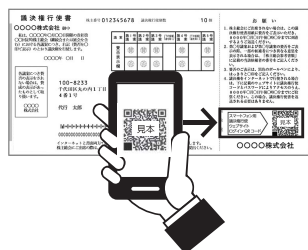
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

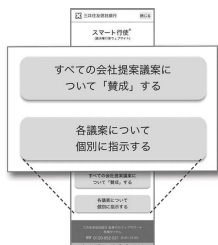
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

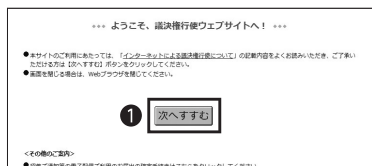
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

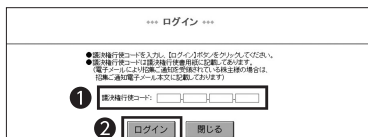
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



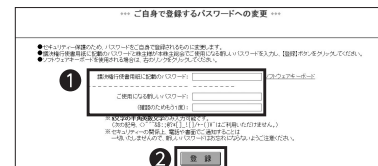
- 1 「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 1 「議決権行使コード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 1 「パスワード」を入力
- 2 「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員以外の取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員以外の取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査等委員以外の取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はなく、相当であるとの意見でした。

監査等委員以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	 たかはし ひであき 高 橋 英 明 (1964年2月21日)	1993年4月 当社入社 2004年2月 技術開発部長 2014年4月 製造部長 2015年7月 執行役員製造部長 2019年6月 取締役執行役員製造部長 2020年10月 取締役執行役員技術開発部長 2022年4月 取締役執行役員 2022年6月 代表取締役社長執行役員（現任） （現担当業務） 全般 品質保証室、監査室、安全衛生推進室担当	98,324株
[取締役候補者とした理由] 高橋英明氏は、技術開発や製造部門の重職を務め、2019年6月からは取締役に就任し、企業価値の向上に努めて参りました。その豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 てらだ やすひさ 寺田 恭久 (1962年4月26日)	1985年 4 月 兼松江商株式会社 (現兼松株式会社) 入社 1997年 9 月 同社香港駐在 兼松(香港)有限公司審査部長 2012年11月 同社審査部長 2017年 6 月 当社社外取締役監査等委員 2019年 6 月 取締役執行役員 2022年 6 月 取締役上席執行役員(現任) (現担当業務) ガバナンス担当、管理部担当・財経管掌	30,544株
[取締役候補者とした理由] 寺田恭久氏は、会社経営や管理部門についての豊富な知識と経験を有し、2019年6月からは取締役として当社の経営を適切に監督し、当社ガバナンス担当役員として企業価値の向上に寄与して参りました。その深い見識と経験は当社にとって必要不可欠であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 ひろた まさとし 廣 田 昌 俊 (1971年1月11日)	1996年 4 月 当社入社 2016年 4 月 経営企画室長兼製造副部長 2019年 6 月 執行役員経営企画室長 兼営業業務部長 2021年 7 月 執行役員経営企画室長 2022年 6 月 取締役上席執行役員 経営企画室長 2022年 7 月 取締役上席執行役員（現任） （現担当業務） 経営企画室、営業業務部、購買部担当	33,966株
[取締役候補者とした理由] 廣田昌俊氏は、入社以来、当社の製品開発や製造業務及び海外業務に携わり、2022年6月からは取締役就任し、当社の経営を適切に監督してまいりました。その豊富な業務経験と原材料調達、購買管理、工場管理をはじめ収益向上に関する知見は当社の企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	 な が た た け し 永 田 武 (1963年 3 月 2 日)	1985年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 2015年10月 大建工業株式会社 海外事業本部副本部長 兼インドネシア事務所長 2016年 4 月 同社海外事業本部副本部長 兼海外事業企画部長 兼インドネシア事務所長 2017年 4 月 同社執行役員 海外事業本部長 兼海外事業企画部長 2017年 6 月 当社社外取締役（現任） 2019年 4 月 大建工業株式会社上席執行役員 海外事業本部長 2021年 4 月 同社上席執行役員 海外事業本部長 兼アジア事業部長 兼北米事業部長 2022年 4 月 同社常務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長 2022年 6 月 同社取締役常務執行役員 2023年 4 月 同社取締役専務執行役員（現任） 2024年 4 月 海外事業統括、海外新規事業担当 海外事業本部長 2025年 4 月 海外事業統括担当（現任） （重要な兼職の状況） 大建工業株式会社 取締役専務執行役員 海外事業統括担当	0 株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 永田武氏は、経歴を通じて培われた木材・建材及び海外事業に対する豊富な知識及び経験並びに幅広い見識を有し、社外取締役としての確かな意見表明により取締役会の活性化に寄与しております。今後も当社の経営全般に対する確かな提言をいただけるものと期待したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
 3. 候補者永田武氏は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、永田武氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で本契約を継続する予定です。
当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 永田武氏は当社の特定関係事業者（主要な取引先）である大建工業株式会社の業務執行者であります。
6. 当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 さ わ ゆ み 澤 由 美 (1967年7月19日)	1997年4月 弁護士登録 牛田法律事務所入所 2002年10月 澤由美法律事務所開設 2003年1月 税理士登録 2013年1月 澤・太田法律事務所開設（現任） 2013年7月 国税審判官（特定任期付職員）（2017年7月まで） 2020年4月 立命館大学大学院法学研究科授業担当講師（現任） 2021年6月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2023年10月 堺市監査委員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士、税理士、立命館大学大学院法学研究科授業担当講師、 堺市監査委員	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 澤由美氏は、弁護士及び税理士の資格を有し、国税審判官の重職を務めた経験等を活かし、専門的見地から監査等委員である社外取締役として当社の経営全般に対しの確な提言をいただけるものと期待したため、引き続き選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。同氏の社外取締役監査等委員の在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	 や ま だ きみのり 山 田 公 徳 (1963年4月14日) 新任	1986年 4 月 兼松江商株式会社 (現兼松株式会社) 入社 東京本社経理部 1991年 7 月 兼松総合ファイナンス株式会社出向 1999年 9 月 兼松米国会社ニューヨーク財務部長 2003年 9 月 同社トレジャラー 2005年 7 月 兼松株式会社 東京本社主計課長 2010年 7 月 同社営業経理部長 2012年 6 月 株式会社兼松ケージーケイ取締役管理本部長 2020年 7 月 同社取締役本社機構統括 兼常務執行役員 2022年 4 月 同社取締役常務執行役員 本社機構統括本部長 2025年 6 月 同社取締役常務執行役員退任予定	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 山田公德氏は、当社の主要株主である兼松株式会社の営業経理部長、株式会社兼松ケージーケイの管理部門の取締役を経験しております。会社経営に対する豊富な知識と経験を有しており、その経歴を通じて培われた幅広い見識を活かし、監査等委員である社外取締役として、当社の経営全般に対する的確な提言をいただけるものと期待したため、新たに選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 かつらがわ えりこ 桂 川 恵利子 (1985年 8 月 5 日) 新任	2011年 2 月 有限責任あずさ監査法人入所 2014年11月 日本公認会計士登録 2019年11月 みらいコンサルティング株式会社入社 2023年 7 月 桂川公認会計士事務所開業 代表 (現任) 2023年 7 月 セブンリリーズコンサルティング株式会社 代表取締役社長 (現任) 2025年 4 月 株式会社ダブルツリー社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士 セブンリリーズコンサルティング株式会社代表取締役	0 株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 桂川恵利子氏は、公認会計士として培われた財務・会計に関する高度な知識に加えて、セブンリリーズコンサルティング株式会社の代表取締役として企業経営・組織運営を経験しております。専門的な知見や豊富な経験等を活かし監査等委員である社外取締役として、当社の経営全般に対する的確な提言をいただくことを期待したため、新たに選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 澤由美氏、山田公德氏、桂川恵利子氏の3氏は社外取締役候補者であります。
3. 澤由美氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 山田公德氏、桂川恵利子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は澤由美氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再選任が承認された場合、当社は同氏との間で引き続き本契約を継続する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、山田公德氏、桂川恵利子氏の選任が承認された場合は山田公德氏、桂川恵利子氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

6. 当社は澤由美氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
また、山田公德氏、桂川恵利子氏の選任が承認された場合は山田公德氏、桂川恵利子氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案の提出につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
 てらにし よしあき 寺 西 慶 晃 (1984年6月25日)	2010年12月 弁護士登録 米田総合法律事務所（現弁護士法人米田総合法律事務所） 入所 2015年6月 当社補欠監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士	0株
[補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 寺西慶晃氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的見地から監査等委員である取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。		

- (注) 1. 当社は寺西慶晃氏が所属する米田総合法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、当社における同氏の職務執行に対して著しい影響を及ぼす可能性はないと考えております。
2. 寺西慶晃氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、寺西慶晃氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 当社は、寺西慶晃氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填することとしております。寺西慶晃氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

【当社の取締役および社外取締役の知識・経験・能力（スキル・マトリックス）】

				スキルマトリックス						
		性別	独立社外	企業経営	財務会計	コーポレート ガバナンス	法務・コンプ ライアンス	ESG・サ ステナ ビリティ	技術製造	事業戦略
代表取締役 社長執行役員	高 橋 英 明	男性		○		○		○	○	
取締役 執行役員	寺 田 恭 久	男性		○	○	○	○			
取締役 執行役員	廣 田 昌 俊	男性		○				○	○	○
取締役	永 田 武	男性		○		○				○
監査等委員 取締役	澤 由 美	女性	○		○		○	○		
常勤監査等委員 取締役	山 田 公 徳	男性	○	○	○		○			
監査等委員 取締役	桂 川 恵利子	女性	○		○	○		○		

事業報告

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用所得環境の改善やインバウンド需要の伸長が見られたものの、個人消費は伸び悩み、緩やかな回復基調となりました。一方、地政学的リスクを背景としたエネルギー・原材料価格高騰に伴う物価上昇、為替相場や株価の変動等の影響により、依然として先行きは不透明な状況が継続しております。

当社と関係の深い住宅業界におきましては、物流費を始めとし、物価及び人件費の上昇による資材価格の高騰が、住宅販売価格を押し上げました。加えて住宅ローン金利も上昇傾向にあり、住宅取得マインドは低調であったものの、4月建築基準法改正に伴う3月の駆け込み需要の発生により、新設住宅着工戸数は4月から3月累計で前年同期比2.0%の増加となりました。また、当社の販売量に關係の深い持家の新設住宅着工戸数が同累計で前年同期比1.6%増となりました。

当事業年度における当社業績につきましては、構造用途を中心とした新規顧客を獲得したものの新設住宅着工戸数の伸び悩みとともに、主力の建材用途、フローア―基材用途及び構造用途の販売は年間を通して低迷いたしました。生産面においては稼働調整日を設け、輸入商品についても入荷量の調整を実施してまいりました。また、原油価格と連動するエネルギー費及び接着剤原材料費は、前年同様高止まりで推移いたしました。加えて今年度は2024年問題による物流費も上昇し、販売単価の見直しを行ったものの吸収に至らず、収益を確保することができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は102億24百万円（前年同期比6.9%減）、営業損失は68百万円（前年同期は営業利益1億26百万円）、経常損失は64百万円（前年同期は経常利益1億90百万円）、当期純利益は20百万円（前年同期比87.2%減）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、2億38百万円であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金により充当しております。

(3) 対処すべき課題

住宅業界におきましては、インバウンド需要や賃金上昇による国内景気の回復が期待されますが、人件費、原材料費、エネルギー費の上昇による住宅価格の高騰や、住宅ローン金利の上昇により、新設住宅着工戸数は厳しい状況が続くと思われます。このような状況下において、収益確保のため耐力面材壁用途、野地用途、床下地用途を始めとした構造用既存市場への拡販及び、非住宅市場向け新規製品の開発・拡販に取り組めます。また来期以降については、廃棄衣類を利用し、新たに開発したPANECO BOARD Mの量産開始に向けた製造・技術課題に取り組む将来への収益確保に努めます。生産面においては、より一層の効率化によるエネルギー費、原材料費の削減、配送効率の向上など各種コストダウンに努めるとともに品質改善を推し進め、引き続き数量、価格ともに安定して市場に供給できるよう努めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第72期 (2021年度)	第73期 (2022年度)	第74期 (2023年度)	第75期 (2024年度)
売 上 高	千円 10,776,080	千円 12,887,687	千円 10,979,595	千円 10,224,606
経常利益又は経常損失 (△)	千円 447,935	千円 489,870	千円 190,586	千円 △64,702
当 期 純 利 益	千円 377,338	千円 332,407	千円 158,735	千円 20,343
1株当たり当期純利益	円 13.31	円 11.72	円 5.60	円 0.72
総 資 産	千円 13,604,167	千円 14,378,197	千円 14,341,149	千円 13,730,263
純 資 産	千円 5,535,486	千円 5,790,661	千円 5,944,597	千円 5,823,450
1株当たり純資産	円 195.24	円 204.24	円 209.67	円 205.40

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社は、岸和田工場にてMDF製品（製品名：スターウッド及びスターウッドTFB）を製造し、また、海外で製造されたMDF商品（商品名：カスタムウッド等）を仕入れ、販売を行っております。MDFは繊維板の一種で木質チップを蒸煮解繊して、接着剤を添加、熱圧して平板とした後、調湿、仕上、検査を経て製品となります。

製品は高耐水・高耐久性、寸法安定性を有し、均質で表面が平滑で加工性に富んだシックハウス対応の住宅部材、住設機器部材、家具部材、二次加工台板等として広く利用されております。また、住宅構造用部材として耐力壁、床下地の用途にも利用されております。

(7) 主要な営業所及び工場

- ① 当 社 本社（大阪府岸和田市）
- ② 工 場 当社岸和田工場（大阪府岸和田市）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
182〔36〕名	7名減	43.6歳	17.0年

（注）従業員数は就業人員（当社からの出向者を除き、他社からの出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,480百万円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,300百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,170百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	290百万円
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	220百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 99,713,700株
- (2) 発行済株式の総数 28,373,005株 (自己株式20,863株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当期末株主数 7,163名 (前期末比927名増)
- (5) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
兼 松 株 式 会 社	7,522	26.53
大 建 工 業 株 式 会 社	4,227	14.91
永 大 産 業 株 式 会 社	1,000	3.53
ホ ク シ ン 取 引 先 持 株 会	941	3.32
酒 井 佐 知 子	728	2.57
國 分 節 子	710	2.51
中 島 和 信	674	2.38
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	430	1.52
米 島 清 生	387	1.37
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	342	1.21

(注) 持株比率は、自己株式 (20,863株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 (社 長 執 行 役 員)	高 橋 英 明	全般 品質保証室、監査室、安全衛生推進室担当
取 締 役 (上 席 執 行 役 員)	寺 田 恭 久	本社部門管掌 管理部、ガバナンス担当
取 締 役 (上 席 執 行 役 員)	廣 田 昌 俊	経営企画室、営業業務部、購買部担当
取 締 役	永 田 武	大建工業株式会社 取締役専務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 海外事業本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 中 一 生	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	太 田 励	公認会計士、税理士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	澤 由 美	弁護士、税理士、立命館大学 大学院法学研究科授業担当講師、 堺市監査委員

- (注) 1. 取締役永田武、田中一生、太田励及び澤由美の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役田中一生、太田励及び澤由美の3氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、監査等委員以外の取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに会計監査人及び内部監査室等との十分な連携と監査等委員会の環境整備のため、田中一生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員 太田励氏は、公認会計士及び税理士であり、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員 澤由美氏は、弁護士及び税理士であり、企業法務及び法律、税務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	池 本 輝 男	経理部担当 経理部長
執行役員	池 田 茂	製造部・技術開発部担当
執行役員	日下部 大 典	営業部担当 営業部長

(2) 取締役の報酬等の額

① 監査等委員以外取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、監査等委員以外取締役（以下、「取締役」という。）の個人別報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2022年3月25日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の内容は下記のとおりです。

a.基本方針

当社取締役の個人別報酬は、月額基本報酬（固定報酬＋株式拠出金銭報酬）と賞与（業績連動報酬）により構成する。社外取締役は、月額基本報酬（固定報酬）のみを支払うこととする。

b.月額基本報酬（固定報酬）に関する方針

月額基本報酬（固定報酬）は、各々の職位・職責等を勘案し取締役会で協議の上決定するものとする。

c.月額基本報酬（株式拠出金銭報酬）に関する方針

月額基本報酬（株式拠出金銭報酬）は、株式報酬ガイドラインに基づき、指名報酬委員会が審議し、その結果を取締役会に答申し、取締役会で支給の可否、支給額及び支給方法を決定するものとする。

株式拠出金銭報酬は、中長期の業績を反映させる観点から支給するものであり、毎月、その全額を拠出し、役員持株会を通じて、当社株式を購入し、購入した株式は在任期間中、その全てを保有するものとする。（株式報酬）

d.賞与（業績連動報酬等）に関する方針

賞与（業績連動報酬）は、役員賞与ガイドラインに基づき、指名報酬委員会が審議し、その結果を取締役会に答申し、取締役会で決定するものとする。算定方法は、当期純利益の4%を取締役の賞与総額として、各取締役の報酬月額比率にて配分し、毎年6月頃に支給するものとする。

e.報酬等の割合に関する方針

月額基本報酬（固定報酬＋株式拠出金銭報酬）と賞与（業績連動報酬等）の支給割合については、明確な基準は定めないが、賞与は月額基本報酬12ヶ月分を超えないものとし、標準的な業績の場合、おおよそ固定報酬：株式拠出金銭報酬（株式報酬）：賞与の比率は75%：5%：20%を目安に支給する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法については、取締役会は、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し、決定することとする。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬		業績連動報酬 (賞与)	
		固定報酬	株式拠出 金銭報酬		
監査等委員以外の取締役 (うち社外取締役)	56,375 (3,600)	51,575 (3,600)	4,800 (一)	— (一)	4名 (1名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	21,340 (21,340)	21,340 (21,340)	— (一)	— (一)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	77,716 (24,940)	72,916 (24,940)	4,800 (一)	— (一)	7名 (4名)

- (注) 1. 2015年6月26日開催の第65期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の報酬等の限度額を年額90,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名（うち、社外取締役は3名）です。
2. 監査等委員以外の取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。
3. 監査等委員以外の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。
4. 業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標は当期純利益であり、その実績は20,343千円であります。当該指標を選択した理由は当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。当社の業績連動報酬等は当期純利益の4%を取締役の賞与総額として、各監査等委員以外の取締役の報酬月額比率にて配分しております。当事業年度は営業損失、経常損失を計上しているため、賞与支給対象者である取締役全員から受取辞退の申し入れがあり、その申し入れを受け入れております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査等委員 以外の取締役	永 田 武	大建工業株式会社 取締役専務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 海外事業本部長	法人主要株主 主要取引先
監査等委員 である取締役	太 田 励	公認会計士、税理士	—
監査等委員 である取締役	澤 由 美	弁護士、税理士、 立命館大学大学院法学研究科授業担当講師、 堺市監査委員	—

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査等委員 以外の取締役	永 田 武	当事業年度開催の取締役会12回中10回に出席し、木材・建材及び海外事業に対する豊富な知識及び経験並びに幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査等委員 である取締役	田 中 一 生	当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、企業実務経験者として培われた専門的な知識・経験と幅広い見識に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査等委員 である取締役	太 田 励	当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士の豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査等委員 である取締役	澤 由 美	当事業年度開催の取締役会12回及び監査等委員会12回全てに出席し、主に弁護士及び税理士の豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督に十分な役割・責務を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は高橋英明氏、寺田恭久氏、廣田昌俊氏、永田武氏、田中一生氏、太田励氏、及び澤由美氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害や、当社が各取締役に対して責任を追及する場合には防御費用も補償されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金等が補填されることとなります。

なお、補填する額について限度額を設けることや、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	20,400千円

- (注) 1. 監査等委員会では、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠や職務執行状況などを確認し検討した結果、経営執行部門から聴取した意見を踏まえ、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任について協議を行います。監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また監査等委員会は、会計監査人において職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において内部統制の基本方針を決議し、2023年12月22日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。基本方針は次のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、取締役会や経営会議において法制度や社会の動向を見据えつつ社内の最新実態を把握・評価することで、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ② コンプライアンス担当セクションを定めコンプライアンスマニュアルを整備し、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員まで周知徹底を図る。
- ③ 法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。
- ④ 経理関係諸規程を整備し、「内部統制委員会」を設置して会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「内部監査規程」を定め、監査室による内部監査を実施する。
- ⑤ 使用人等が（規程に定める監査等委員を含む）窓口担当者に対して直接、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する情報をすみやかに提供できるよう、「内部通報規程」を定めコンプライアンス体制を確保する。
- ⑥ コンプライアンス体制構築にあたっては兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」と連携した対応を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「取締役会規程」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ② 「文書取扱規程」にて、会計帳簿及び貸借対照表並びに会社の基本的権利義務に関する契約及び財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存及び廃棄に関する基準を定め、適切に文書を保管する。
- ③ 当該「文書取扱規程」により、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「職務権限規程」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規程や実施細則・実施要領等を制定、研修などを通じて周知徹底し財務リスク、販売リスク、購買リスク、環境リスク、労災リスク等、業務上発生し得る各種リスクに備え損失の未然防止を図る。
また、業務執行取締役と執行役員とで構成する経営会議を設置し、重要案件の審議・検討を実施する。また必要に応じ社内横断的な委員会・プロジェクトチーム等を設置することにより業務上発生するリスクのコントロール及び顕在化したリスクへの対応協議を実施する。

- ② 自然災害など非常事態発生時の業務に関わるリスクについては、「BCP（事業継続計画）」に定められた「危機管理マニュアル」や「非常時対応フロー」等に基づき、社員とその家族の安否確認、災害対策本部の設置による早期事業の復旧対応など適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」により、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、「経営の基本方針」その他の法令又は定款に定める重要な事項を決定する。
- ② 経営の意思決定の迅速化及び監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。
- ③ 意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため経営会議を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。
- ④ 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、「職務権限規程」にて、取締役及び従業員の職務と権限の関係並びに基準を定める。
- ⑤ 重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規程」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「委員会・プロジェクトチーム等」を設置する。主要な委員会・プロジェクトチーム等へは、監査等委員会が選定する監査等委員も出席する。
- ⑥ 中期経営計画及び年度予算計画を策定し、この計画に基づいて事業年度毎の業務計画を立案、実行する。また、その進捗状況をフォローするため毎月1回、全社的なミーティングとして「業績改善会議」を実施し、目標・計画の着実な達成を図る。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言のもと、コンプライアンス活動を推進し、適宜兼松株式会社に対して報告する体制を構築する。
また年に数回、適宜、兼松株式会社及び兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレートガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ② 当社と兼松株式会社との間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築する。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の実効性を高め、業務の円滑な遂行のため、監査等委員会の職務を補助する必要が生じ、監査等委員会として補助すべき取締役又は使用人が必要との要請を行った場合には、監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査等委員会を補助すべき取締役又は使用人の他の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該取締役又は使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務遂行を補助すべき取締役又は使用人については、監査等委員会が指揮命令権を有し、他の取締役からの指示命令は受けないものとする。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときにはすみやかに、またコンプライアンスに関する重要な事項については都度、報告する。
- ② 取締役及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する報告を求められた場合には、すみやかに報告する。
- ③ 取締役会の他、監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の実効的な実施を行うため、経営会議及びコンプライアンスや内部統制等に関する重要な会議他、主要な委員会・プロジェクト等に出席し、当社における経営上の重要事項について報告を受ける。
出席しない場合には、付議事項や資料について説明を受け、議事録等を閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会及び監査等委員へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) その他の当社の監査等委員会の監査等の職務が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査室の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、監査室の内部監査に同席し、結果の報告を受け、又は特定事項に関し調査の依頼を求めることなど、監査等委員会と監査室が連携できる体制とする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受ける。また会計監査人の報酬については、監査等委員会の同意を要するものとする。

- ③ 代表取締役と監査等委員会及び監査等委員は、定期的に会合を持つ等により、経営の基本方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会の職務にかかる環境整備の状況、監査等職務上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④ 監査等委員が職務を執行する上で生じる費用又は債務について前払い又は償還の請求をしたときは、当社がすみやかに支払うものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ① 基本的な考え方
反社会的勢力からの不当・不法な要求等に対しては、警察当局・顧問弁護士との緊密な連携のもとに、一切の関係を遮断し、組織全体で対応する。
- ② 整備状況
コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する行動指針を定め、社員全員に周知徹底する。また管理部人事総務グループを対応部署として、大阪府企業防衛連合協議会の講習会等に参加し情報を収集する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はガバナンス体制として監査等委員会設置会社を選択しており、監査等委員を含む取締役の半数以上を社外取締役とすることで、経営に対する監督機能の強化に留意しております。法令遵守に関しましては、社内外に向けて「ホクシン行動準則」を掲げることで、法と規則の遵守を宣言し社員による徹底を目指しております。またコンプライアンスマニュアルを整備し、更に、社長からは年始の社員向け挨拶、あるいは会議での締め括りの言として「安全・健康」と並び、折に触れ「法令遵守」が行動指針として掲げられております。また、半期毎にコンプライアンス委員会にて法令の遵守状況を確認しており、必要に応じて改善指示を出すようにしています。これに加え、従業員のコンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的にハラスメントに関する研修を実施しております。

コンプライアンス体制を確保するために、内部通報制度を設けており、社内通報窓口に加え、弁護士事務所及び社会保険労務士事務所を社外通報窓口として設置しております。また、インサイダー取引に関する注意喚起を発信することで同取引の未然防止の徹底を図っております。

情報管理体制の向上に関しては、情報セキュリティ委員会において全社的なセキュリティマネジメントの計画を作成し実施しております。当社では、「情報セキュリティ基本方針」を定め、これに基づき「情報セキュリティ規程」および「情報セキュリティ対策標準」を整備し、全社的な情報管理体制の強化を図っております。さらに、全社員を対象とした情報セキュリティ教育を通じて、情報セキュリティの向上に努めております。

個人情報の取り扱いについては個人情報集中する人事総務グループが主体となり、「特定個人情報保護規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、適正に運用しております。

内部監査については常勤の監査等委員立会いのもとで、製造部門や間接部門など計5部門を対象として実施しております。内部監査結果については「内部監査規程」に基づき半期毎に社外取締役が出席する取締役会に報告しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録については「取締役会規程」に従い適切に備え付けております。取締役会議事録を含む重要かつ必要な文書については「文書取扱規程」により適切に保存し保管しております。また、情報セキュリティ委員会活動を通じて、電子データの保管・管理方法やウイルスの脅威への対策の強化等を行い、活動状況、事故や問題発生状況を少なくとも年に一度は経営会議に報告しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務リスクについては「経理規程」等の経理関係諸規程や「財務報告に係る内部統制」の整備を通じて、販売リスクについては「与信管理規程」、購買リスクについては「購買管理規程」「外注管理規則」「市場リスク管理規則」及び「為替予約ガイドライン」等の規程類を通じて、また環境・品質リスクについてはＩＳＯ認証の取得企業として「環境品質方針」のもとで「ＩＳＯ統合マニュアル」を策定・整備し、リスクのコントロール及び顕在化してくるリスクへの対策に努めております。

また、労災リスクについては、安全衛生推進室を設置し、年に数回コンサルタントの指導を受けて安全対策を議論し、定期的に取り締役に報告を行っております。

その他リスクに関しましても、各部・各委員会がそれぞれの所管に応じ、規程・マニュアルの作成などを通じて、適宜リスク管理レベルの向上に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針や法令・定款に定められた事項及び重要案件については月１回の定例取締役会にて決裁を行い、また経営の迅速な意思決定を行うために月２回の定例経営会議で業務執行に関する重要案件の決裁や審議が行われることを原則としております。必要が生じた場合には臨時で取締役会・経営会議を開催し、また定款及び取締役会規程において、電磁的記録による取締役会決議ができるように規定されており、柔軟な対応が可能となっております。また、コーポレートガバナンス・コードを尊重し、每期取締役会の実効性を評価することで取締役会の一層の充実を指向しております。

また、決裁制度の基本事項を定めた「職務権限規程」に基づいた運用による責任体制の明確化と意思決定の効率化の実現に努め、更に執行役員制度の運用による職務執行の迅速性が確保できるように努めております。更に、経営の意思決定の迅速化及び監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性をより高めるため、「取締役会規程（別表）取締役会付議事項」「職務権限規程」の改定がなされております。

なお、役員の選任や報酬、後継者計画等に関することを答申する取締役会の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める任意の指名報酬委員会を設置し、運用しております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、兼松グループの一員として年に数回、兼松株式会社及び兼松グループの企業のトップマネジメントが集まる会合と監査役等が集まる会合に参加し、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレートガバナンスの共通認識の徹底・向上に努めております。また、当社と兼松株式会社との間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。

(6) 監査等委員会の監査等の職務が適切に行われることを確保するための体制

監査等委員会は3名の社外取締役で構成されており、うち1名が監査等委員長かつ常勤に選定されております。常勤の監査等委員が重要な会議等に出席することを通じ、また監査室を主とする内部統制部門と連携することで情報の収集が可能となっており、製造部門・営業部門からの報告等、直接的な情報も収集できる体制を確保しております。

更に、監査等委員全員出席を原則とした経営者との面談を持つことによって、経営基本方針の確認や執行側・監査等委員側それぞれが感じている課題、リスク等の意見交換ができております。

監査環境につきましては、常勤の監査等委員が監査等委員会の実務面を執り行うことで環境整備が図られ、十分な監査活動と運営が可能となるよう体制の構築を行っております。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力については、行動準則において基本的な考え方を記載し、取引関係を含め一切の関係を遮断しております。また、大阪府企業防衛連合協議会より情報収集を行い、同協議会の泉州ブロックの会合に参加し、反社会的勢力の活動状況についての講習を受けております。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績を反映した利益還元を行うことを基本方針としております。

一方で企業体質の強化に必要な内部留保の確保にも努め、内部留保金につきましては、安定的な配当の継続に必要な経営基盤の確保と設備投資などの資金需要に有効に活用することを基本方針としております。

また、自己株式取得につきましては、財務状況等を総合的に勘案しつつ実施するものと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、2025年4月25日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額
当社普通株式1株につき 2.0円 総額56,704,284円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	7,603,727	流 動 負 債	5,742,460
現 金 及 び 預 金	1,683,142	支払手形及び電子記録債務	145,402
受取手形及び電子記録債権	1,825,250	買 掛 金	2,210,630
売 掛 金	1,403,633	短 期 借 入 金	1,900,000
商 品 及 び 製 品	1,198,427	1年内返済予定の長期借入金	1,128,200
仕 掛 品	324,265	未 払 金	39,078
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,044,963	未 払 費 用	43,473
前 払 費 用	15,994	未 払 法 人 税 等	9,352
未 収 消 費 税 等	81,074	預 り 金	10,129
そ の 他	26,974	賞 与 引 当 金	57,500
固 定 資 産	6,126,535	設 備 関 係 未 払 金	104,539
有 形 固 定 資 産	5,488,372	そ の 他	94,155
建 築 物	338,330	固 定 負 債	2,164,352
構 築 物	114,582	長 期 借 入 金	1,987,000
機 械 及 び 装 置	1,526,623	繰 延 税 金 負 債	168,290
車 両 運 搬 具	2,445	環 境 対 策 引 当 金	47
工 具 器 具 備 品	32,523	資 産 除 去 債 務	9,014
土 地	3,194,589		
建 設 仮 勘 定	279,276	負 債 合 計	7,906,813
無 形 固 定 資 産	18,348	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	14,265	株 主 資 本	5,690,304
電 話 加 入 権	4,082	資 本 金	2,343,871
投資その他の資産	619,815	利 益 剰 余 金	3,350,054
投 資 有 価 証 券	407,337	利 益 準 備 金	151,106
関 係 会 社 株 式	163,670	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,198,947
長 期 貸 付 金	1,310	繰 越 利 益 剰 余 金	3,198,947
長 期 前 払 費 用	662	自 己 株 式	△3,620
前 払 年 金 費 用	33,994	評価・換算差額等	133,146
そ の 他	13,439	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	122,681
貸 倒 引 当 金	△600	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	10,464
		純 資 産 合 計	5,823,450
資 産 合 計	13,730,263	負債・純資産合計	13,730,263

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,224,606
売上原価		8,871,298
売上総利益		1,353,308
販売費及び一般管理費		1,421,673
営業損失 (△)		△68,365
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,397	
助成金収入	23,132	
その他	11,298	54,827
営業外費用		
支払利息	31,152	
固定資産除却損	17,386	
その他	2,625	51,164
経常損失 (△)		△64,702
特別利益		
関係会社株式売却益	65,281	
投資有価証券売却益	39,320	104,602
税引前当期純利益		39,900
法人税、住民税及び事業税	4,190	
法人税等調整額	15,366	19,556
当期純利益		20,343

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,343,871	145,436	3,240,979	3,386,415	△3,610	5,726,675
当期変動額						
剰余金の配当		5,670	△62,374	△56,704		△56,704
当期純利益			20,343	20,343		20,343
自己株式の取得					△10	△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	5,670	△42,031	△36,360	△10	△36,370
当期末残高	2,343,871	151,106	3,198,947	3,350,054	△3,620	5,690,304

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	204,925	12,996	217,922	5,944,597
当期変動額				
剰余金の配当				△56,704
当期純利益				20,343
自己株式の取得				△10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△82,243	△2,532	△84,775	△84,775
当期変動額合計	△82,243	△2,532	△84,775	△121,146
当期末残高	122,681	10,464	133,146	5,823,450

1. 記載金額

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

：市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品及び原材料：総平均法

貯蔵品：最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械及び装置並びに車両運搬具 2年～12年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員等に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の評価額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の国内の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を行っております。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,199,032 千円
 (2) 受取手形及び電子記録債権割引高 - 千円

5. 損益計算書に関する注記

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
 売上原価 20,198 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 28,373,005 株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
 普通株式 20,863 株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年4月26日 取締役会	普通株式	56,704千円	2.00円	2024年3月31日	2024年6月24日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年4月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	56,704千円	2.00円	2025年3月31日	2025年6月27日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
貸倒引当金	189
賞与引当金	17,606
減価償却費	8,927
会員権評価損	2,024
投資有価証券評価損	17,554
環境対策引当金	14
棚卸資産評価損	6,184
その他	34,700
評価性引当額	△22,028
繰延税金資産計	65,174
繰延税金負債	
前払年金費用	△10,710
土地評価差額	△159,258
繰延ヘッジ損益	△4,618
有価証券評価差額金	△58,877
繰延税金負債計	△233,464
繰延税金負債の純額	△168,290

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が4百万円増加し、法人税等調整額が4百万円増加しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び電子記録債権、並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（※）は、「その他有価証券」には含めておりません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,683,142	1,683,142	—
(2) 受取手形及び電子記録債権	1,825,250	1,825,250	—
(3) 売掛金	1,403,633	1,403,633	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	179,887	179,887	—
(5) 関係会社株式	163,670	163,670	—
資産計	5,255,584	5,255,584	—
(1) 支払手形及び電子記録債務	145,402	145,402	—
(2) 買掛金	2,210,630	2,210,630	—
(3) 短期借入金	1,900,000	1,900,000	—
(4) 長期借入金	3,115,200	3,095,796	△19,403
負債計	7,371,233	7,351,829	△19,403
デリバティブ取引	15,082	15,082	—

(※) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	227,450

市場価格のない株式等は、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	179,887	—	—	179,887
関係会社株式	163,670	—	—	163,670
デリバティブ取引	—	15,082	—	15,082

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	1,683,142	—	1,683,142
受取手形及び電子記録債権	—	1,825,250	—	1,825,250
売掛金	—	1,403,633	—	1,403,633
支払手形及び電子記録債務	—	145,402	—	145,402
買掛金	—	2,210,630	—	2,210,630
短期借入金	—	1,900,000	—	1,900,000
長期借入金	—	3,095,796	—	3,095,796

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金、受取手形及び電子記録債権、並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券及び関係会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されており、レベル1の時価に分類しております。

支払手形及び電子記録債務、買掛金、並びに短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）であり、全てヘッジ会計を適用しております。また、時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社 の子会社	兼松ケミカル 株式会社	(所有) ー 直接 (被所有) ー 直接 ー	ー	原材料の 仕入	原材料の 仕入 (注) 1	2,205,224	買掛金	1,318,755
主要株主 (法人)	大建工業 株式会社	(所有) ー 直接 (被所有) ー 直接 14.9%	1 名	商品の仕入	商品の仕入 (注) 2	656,113	買掛金	70,340

- (注) 1. 原材料の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。
2. 商品の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 205円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円72銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

財又はサービスの種類別の内訳

事業部門等の名称	金額 (千円)
スターウッド	5,381,072
スターウッド T F B	3,632,191
商品	1,211,342
その他	—
合計	10,224,606

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

ホクシン株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 酒 井 隆 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 吉 英 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホクシン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

ホクシン株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 田中 一生 ㊞

監査等委員 太田 励 ㊞

監査等委員 澤 由美 ㊞

(注)監査等委員 田中一生、太田励及び澤由美は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第75期定時株主総会会場ご案内

(会場) 大阪府岸和田市木材町17番地2
ホクシン株式会社 3F会議室
Tel. 072 (438) 0141



- ・ 南海本線をご利用の場合は、泉大津駅前を午前9時25分に出発する当社の社有車をご利用ください。なお、タクシーご利用の場合は、会場までの所要時間は約15分です。